

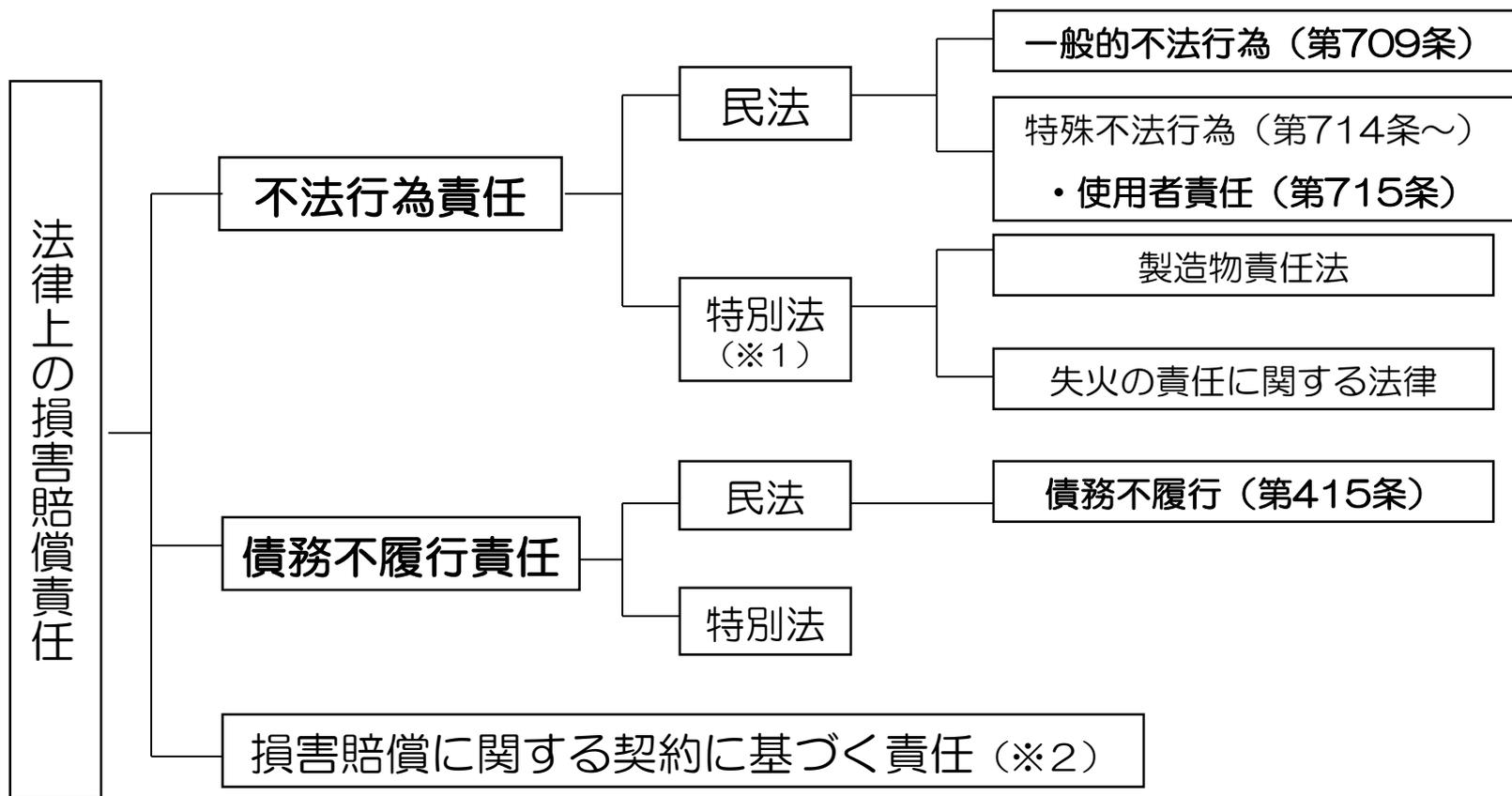


1	賠償責任保険とは、「被保険者が偶然な事故により他人に損害を与えたため法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合」に被る損害を補償する保険です。
---	--

2	賠償責任保険は、一般には「他人の生命または身体を害したり（身体障害）、他人の財物を滅失、破損または汚損（財物損壊）した場合」の損害賠償責任を対象とします。
---	---

# 3

## 法律上の損害賠償責任の発生原因としては次のものがあります。



※1 特別法とは、ある特定の事項について一般法より優先して適用される法律のことをいいます。

※2 「損害賠償に関する契約に基づく責任」は、賠償責任保険普通保険約款で補償対象外としています。

損害賠償責任の発生原因を大別すると**不法行為**と**債務不履行**によるものが考えられます。

- **不法行為責任**は、特定の契約関係の有無にかかわらず、広く誰との間にでも生じる責任です。
- **債務不履行責任**は、特定の契約関係（契約書面の有無を問いません。）にあると認められる当事者間に生じる責任です。

一つの行為で不法行為責任と債務不履行責任が同時に生じる場合があり、この場合はどちらの請求も行使できるとされています。

## 一般的不法行為（民法第709条）

故意または過失により他人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

一般的不法行為責任が成立するためには、下記の要件が充足されていることが必要です。

- ①加害者に故意または過失があること（過失責任主義）
- ②他人の権利を違法に侵害したこと
- ③加害者に責任能力があること
- ④加害行為によって他人に損害が発生していること
- ⑤加害行為と損害発生との間に因果関係があること

## 使用者責任（民法第715条）

他人を雇って事業を営む使用者（事業主等）のもとで事業を執行中の被用者（従業員等）が、他人に損害を加えた場合に、使用者（事業主等）が負う責任のことをいう。

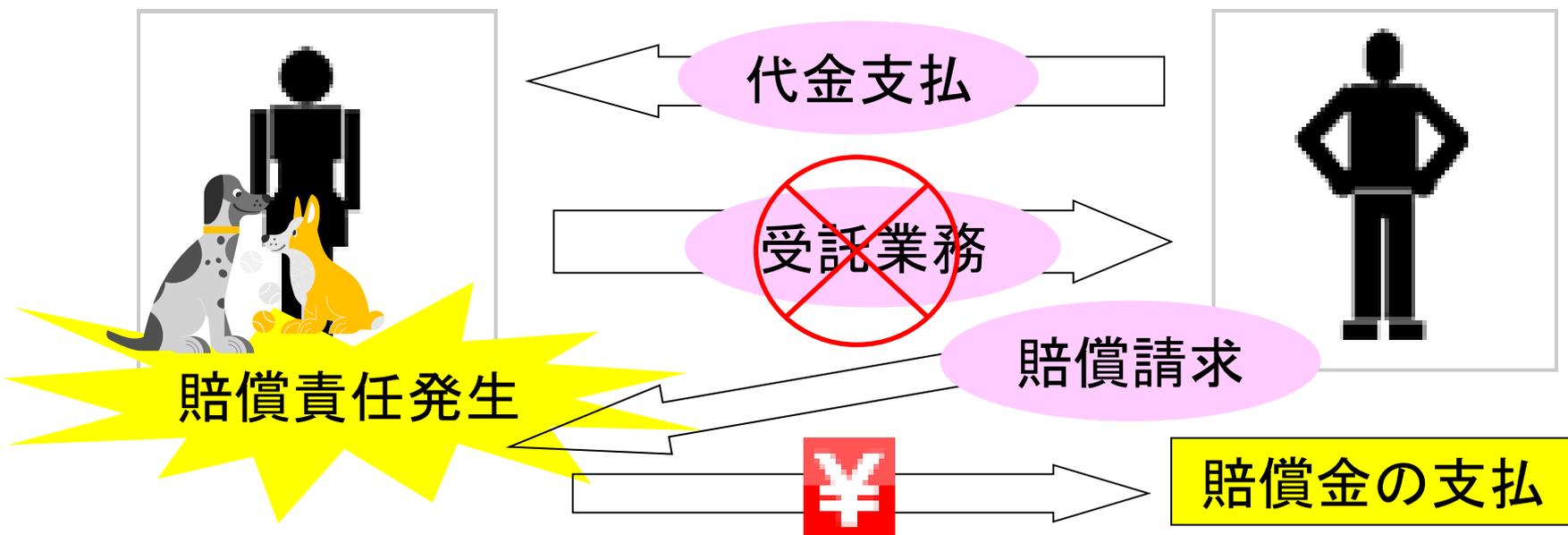


例えば..ペットを受託中、目を離したすきに店舗を飛び出してしまう、ペットが通行人に噛みついてケガをさせてしまった。

従業員の行為であっても、事業主が責任を負うことが一般的です。

# 債務不履行責任（民法第415条）

契約関係にある者で債務を負っている者がその債務の本旨に沿った履行をせず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。



債務不履行について

預かっている動物の飼育管理中にケガをさせてしまった、異物を誤飲食させ治療が必要になってしまった場合など、債務不履行による損害賠償責任が発生する可能性があります。